

期中改定のポイント（令和7年4月1日より適用）

p.22 ◎医療 DX 推進体制整備加算（令和6年10月に改定あり。期中改定2回目）

1 [+9]、2 [+8]、3 [+6]（令和6年10月改定）

→ 1 [+11]、2 [+10]、3 [+8] 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる

4 [+9]、5 [+8]、6 [+6] 電子処方箋要件がない

1・4 マイナ保険証利用率が **45%**（適用時期4～9月、利用率実績1月～）

2・5 " **30%**

3・6 " **15%**

p.69 歯科衛生実地指導料 ◎口腔機能指導加算 [+10] → [+12]

歯科診療所において、より専門的な業務を行う歯科衛生士を確保し、限られた人材で歯科医療を効率的に提供する観点から、歯科衛生士の業務の評価を見直す。

p.112 ◎在宅医療 DX 情報活用加算 [+8] → 1 [+9]、2 [+8]

電子処方箋を導入した医療機関を基本とした評価に改め、未導入の医療機関との間で加算点数に差を設定。

p.318 ◆印象採得の加算 [同様の改定：咬合採得（p.323）、仮床試適（p.324）]

歯科診療所において、より専門的な業務を行う歯科技工士を確保し、限られた人材で歯科医療を効率的に提供する観点から、歯科技工士の業務の評価を見直す。

歯科技工士連携加算 1 [+50] (+75) → [+60] (+90)（歯科医師が技工士と対面で色調採得・口腔内の確認をし、補綴物の製作に活用）

歯科技工士連携加算 2 [+70] (+105) → [+80] (+120)（歯科医師が技工士と情報通信機器を用いて色調採得・口腔内の確認をし、補綴物の製作に活用）

その他

入院時の食費の基準の見直し

2024年度改定で1食当たり30円引き上げたが、食材費の高騰が続いているため、1食当たり20円引き上げ。

- ・入院時食事療養費（Ⅰ）（1食）670円→**690円**（流動食のみ605円→**625円**）
- ・入院時食事療養費（Ⅱ）（1食）536円→**556円**（流動食のみ490円→**510円**）
- ・入院時生活療養費（Ⅰ）（1食）584円→**604円**（流動食のみ530円→**550円**）
- ・入院時生活療養費（Ⅱ）（1食）450円→**470円**